

太田市公共工事入札等監視委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市附属機関設置条例（令和7年太田市条例第1号）第5条の規定に基づき、太田市公共工事入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、太田市が発注する建設工事等（以下「工事等」という。）に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 委員会が抽出した工事等に関し、次に掲げる事項について、意見の提案を行うこと。
 - ア 一般競争入札に係る参加資格の設定理由及び経緯等
 - イ 入札参加者を公募して行う指名競争入札（以下「公募方式の指名競争入札」という。）に係る応募資格の設定理由、指名理由、経緯等
 - ウ 指名競争入札に係る指名理由、経緯等
 - エ 随意契約に係る契約締結理由、経緯等
- (3) 一般競争入札、公募方式の指名競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札並びに契約手続に係る再苦情処理を行うこと。

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が選任する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 6 入札関連会社と密接な関係にある者及び太田市職員であった者は、委員とすることができない。
- 7 委員が任期中に入札関連会社と密接な関係がある者となる場合には、市長は、速やかに委員の解任を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として年2回とする。ただし、必要があれば随時開催することができる。

4 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じて開催する。ただし、委員長が必要と認める場合は、持ち回りにより委員会の会議に代えることができる。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 会議の概要は、これを公表する。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ委員長が指名した委員に委任することができる。

2 前項の委任を受けた委員は、定例会議において、自ら行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(定例会議)

第7条 委員会は、定例会議を終えた場合において、対象案件について不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、市長に対し意見の提案を行うことができる。

2 前項の意見の提案は、意見書により行う。

3 前項の意見書は、これを公表する。

(再苦情処理会議)

第8条 委員会は、市長から第2条第3号の事務を依頼されたときは、再苦情処理会議を開催するものとする。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、当事者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、前項の会議を終えたときは、その結果を市長に報告するものとする。この場合において、再苦情の申立てが内容の不明確等により申立てに必要な要件を欠くものと判断したときは、その旨を報告するものとする。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。
- 4 第2項の報告は、意見書により行う。
- 5 前項の意見書は、これを公表する。

(委員の除斥)

第9条 委員は、第2条第2号及び第3号の事務に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係ある会議に加わることができない。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(太田市公共工事入札等監視委員会設置要綱の廃止)
- 2 太田市公共工事入札等監視委員会設置要綱（平成18年6月1日太田市制定。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 (任期に関する経過措置)

この要綱の施行の際現に旧要綱の規定による委員である者は、この要綱の施行の日に委員会の委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、同日における委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。